

補助金調書

補助金名	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども家庭課 (TEL 092-711-4238)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	民間社会福祉法人		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		該当年度の4月から6月末		
(公募の場合) 応募要件	福岡市内の民間社会福祉法人(児童養護施設, 乳児院又は母子生活支援施設の設置者)					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	38	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	民間社会福祉法人(児童養護施設, 乳児院又は母子生活支援施設の設置者)は, 社会福祉法第2条に規定する「第一種社会福祉事業」を営んでおり, 本市の児童福祉のための活動を実施している。このような民間社会福祉法人の運営を支援することにより, 児童福祉の増進を図る。					
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	施設では, 虐待を受けた児童や発達障がいを抱えた児童が増加しているため, ひとりひとりに対する手厚いケアが必要不可欠となっており, また, 職員には高い専門性と資質の向上が求められている。市が施設に対し, 職員雇用経費, 研修費等を補助することにより, 職員の人材確保, 待遇改善, 資質の向上が図られ, ひいては入所者の処遇の向上に寄与するため, 今後も継続が必要である。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (1)入所者数比例割額(1,620円×入所者数) (2)職員数比例割額(45,000円×職員数) (3)職員加配分円を年額2,799,000円とする。ただし, 国の新基準に対応したところはその時点で月割りとする。 (4)職員研修費 研修費について1人あたり, 3日間以上は132,000円, 2日間は33,000円を上限として, 交付。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	7 件	7 件	7 件	7 件	
	18,333 千円	13,862 千円	12,390 千円	32,240 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	児童福祉施設職員の処遇改善や研修受講促進					
補助金交付 による効果	民間社会福祉法人の施設運営に係る経費を支援することにより, 本市の児童福祉の増進に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。